

## (7) 工事経歴書〔様式第二号〕

### ○共通事項

許可を申請する【受けている（受けようとする）】「建設工事の種類」ごとに、「完成工事」「未成工事」に分けて記載します。

許可を申請しない【受けていない（受けようとしない）】建設工事は、「建設工事の種類」を「その他」として別葉に記載します。

請負金額が少額であっても、複数の契約を「ほか〇件」というように合算して記載することはできません。

一定の期間を通じた基本契約や1件の請負契約で複数の工事を施工する場合は、契約1件に対応する請負金額総額で記載します。このときの「工事名」の欄は、「〇〇〇〇（施工場所、施設名）ほか〇件□□□□（工事の種類）工事」のように記載します。

1件の請負契約を複数の工種に分割して記載することはできません。附帯工事がある場合など1件の請負契約に複数の工種が含まれている場合は、見積書等を参照し、費用の割合がもっとも大きい工種に対応する「建設工事の種類」に計上してください。

請負代金は千円未満を切り捨てて記載してください。

### ○完成工事の記載方法

	経営事項審査を受けない場合	経営事項審査を受ける場合
消費税処理方式	税込・税抜どちらでも可 (会計上採用している消費税処理方式で記載する。)	税抜
【第1段階】		
記載する工事	元請・下請関係なく請負金額が大きい工事から順に記載する。	請負金額が大きい元請工事から順に記載する。
記載を終了する条件	<input type="checkbox"/> 記載した工事の請負金額の合計が完成工事高の7割を超える <input type="checkbox"/> 記載件数が20件に到達する <input type="checkbox"/> 軽微な工事（※）の記載件数が10件に到達する →税務署で受付が完了している確定申告書一式を提示する	<input type="checkbox"/> 記載した元請工事の請負金額の合計が1,000億円を超える
		次の条件に該当した場合は【第2段階】に進む。 <input type="checkbox"/> 記載した元請工事の請負金額の合計が元請完成工事高の7割を超える <input type="checkbox"/> 軽微な元請工事（※）の記載件数が10件に到達する

	経営事項審査を受けない場合	経営事項審査を受ける場合
<b>【第2段階】</b>		
記載する工事		元請・下請関係なく請負金額が大きい工事から順に記載する。 次のいずれかの条件に当てはまつたら記載を終了する。
記載を終了する条件		<input type="checkbox"/> 記載した元請工事及び下請工事の請負金額の合計が1,000億円を超える <input type="checkbox"/> 記載した元請工事及び下請工事の請負金額の合計が完工事高の7割を超える <input type="checkbox"/> 軽微な工事(※)以外の元請工事及び下請工事を全て記載した上で、既に記載した元請工事を含む軽微な工事の記載件数が10件に到達する

※ 軽微な工事：建築一式工事においては、請負金額1,500万円未満又は木造住宅で延面積150m<sup>2</sup>未満のもの、他の工事においては、請負金額500万円未満のもの。

### ○未成工事の記載方法

元請・下請にかかわらず、請負金額の大きい順に記載してください。

請負金額は、千円未満切り捨てで記載してください。

記載する件数に制限はありません。主な未成工事を適宜記載してください。

配置技術者氏名は、記載を要しません。

### ○記載上の注意点

工事経歴書は、許可を受けている（新規、業種追加等許可申請書に添付する場合は、許可を受けようとする）業種ごとに作成する必要があります。

工事経歴書に記載するのは、建設業の営業（建設工事の完成を請け負う営業）に係るものが対象です。次の場合は建設業の営業に該当しませんので、記載の対象になりません。（損益計算書上も、「兼業事業売上高」に計上します。）

- 産業廃棄物等の収集、運搬業務
- オペレーターが付かない建設機械のリース

- 樹木の剪定、除草、伐根、伐採
- 除雪
- 道路・河川等の維持管理業務（その一部と認められる修繕・補修を含む）
- 測量、設計、地質調査
- ビルなどの清掃業務
- 電気設備・消防施設の保守点検業務（その一部と認められる修繕・補修を含む）
- 船舶や航空機などの土地に定着しない動産の築造、設備機器取付
- 自社施工
- 工事現場で作業に従事する人員の供出（いわゆる人工出し、常傭契約、応援）

土木一式工事・建築一式工事は、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（建築物）を建設する工事」と定義されています。「総合的な企画、指導、調整」は、元請が果たすべき役割を示すものであることから、土木一式工事・建築一式工事に計上できるのは、原則元請として請け負った工事に限られます。